

## 入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和8年3月6日

分任契約担当官

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所長

植田 康成

### 記

#### 1 一般競争入札にする事項

- |                  |   |               |
|------------------|---|---------------|
| (1) 件            | 名 | 鋼材の売払（尾張西部地区） |
| (2) 売払物品の数量及び所在地 |   | 入札説明書による      |
| (3) 売払物品の搬出場所    |   | 売払物品所在地に同じ    |
| (4) 売払物品の引取期限    |   | 令和8年5月22日     |

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の買受け」において、「A等級」、「B等級」又は「C等級」に格付けされた東海・北陸地域の競争参加資格者であること。
- (4) 東海農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。農林水産省の他の機関から指名停止を受けている場合も同様とする。
- (5) 現場説明に参加しない者は入札に参加することはできない。

### 3 入札方法

紙入札方式で実施する。

入札書に記載する金額は、売払物品の売払価格から搬出経費（運搬費等）を差引いた金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札契約価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場 所 〒466-0857 愛知県名古屋市昭和区安田通4-8  
東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所庶務課経理第2係  
T E L 052-761-3191  
E-mail kisocho\_nyusatu@maff.go.jp
- (2) 日 時 令和8年3月6日～令和8年3月23日  
(ただし、行政機関の休日を除く。)  
午前10時～午後5時

※契約条項、入札説明書について、E-mailでの交付を希望する者は、1(1)の件名、住所、会社名、担当者名、電話番号を明記し、4(1)の係宛てE-mailで申込みを行うこと。

### 5 証明書の提出

この一般競争に参加するものは、令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において確認された旨の資格審査結果通知書の写を上記4に示す場所、日時に提出しなければならない。

### 6 入札説明及び現場説明の場所及び日時

- (1) 場 所 引渡場所にて行う。(詳細については入札説明書記載のとおり。)
- (2) 日 時 令和8年3月27日 午前10時30分から

### 7 入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所会議室
- (2) 日 時 令和8年4月6日 午前10時

8 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札保証金及び契約保証金 免除する。

10 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格を超えた入札のうち、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、該当が2者以上あるときはくじを引かせて落札者を決定する。

11 契約書の作成の要否 要

12 代金の納付

東海農政局歳入徴収官の発行する納入告知書により指定された期日までに納入すること。

13 その他

契約手続に使用する通貨は日本国通貨に限る。

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されています。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をWebサイトで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当局のWebサイト

(<https://www.maff.go.jp/tokai/somu/somu/kokihoji/attach/pdf/index-18.pdf>) を御覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。